

インターネットと人権

加害者にも被害者にもならないために



インターネットを正しく使うために

世界中の人とつながることができるインターネット。
調べものをしたり、誰かとメッセージのやり取りができたりと、
とても便利で、いまや私たちの生活には欠かせないものです。
また、いろいろな思いを持っている人たちの主張や声が
インターネット上のSNSなどを介して社会に広く伝わることで、
問題が知られる「きっかけ」にもなっています。

一方、扇動的で挑発的なメッセージが拡散したり、
誤った情報を信じてしまったことで、
結果として誰かを傷つけてしまうことがあります。
あなたも、インターネット上で嫌な思いをしたり、
誰かが傷つくような書き込みを見たことはありませんか？
また、そのようなことを書き込んでしまったことはないでしょうか？

インターネットを安全に利用するには、
正しいネットリテラシーや規範意識を持つことが必要です。
この冊子には、「いいこと」ばかりが書かれているわけではありません。
じっくり考えてもらうため、
インターネットの問題点をつつみかくさず書いています。
「加害者」にも「被害者」にもならないために、
あなた自身の事として、インターネットと人権について考えてみましょう。



目次

インターネットを正しく使うために	2
インターネット上の人権侵害とは	4
インターネット上の人権侵害に関連する法令	5
差別につながる情報を投稿していませんか？ 同和地区に関する識別情報の摘示	6
識別情報の摘示以外の プライバシーを侵害するおそれのある行為の例	7
インターネット上のヘイトスピーチと拡散	8
ヘイトスピーチと同様に 他人を誹謗中傷することにつながる行為の例	9
その他インターネット上の犯罪やトラブル あなたも当事者になるかもしれません	10
インターネット上の人権侵害をなくすために 事業者団体も取り組んでいます	11
インターネット上の特殊な環境：フィルターバブル いつの間にか多様な情報から隔離されている可能性が…	12
インターネット上の特殊な環境：エコーチェンバー 同じような考えを持つ人とはしか交流をしないと…	13
被害に遭ったときは	14
共生社会の実現に向けて	16



インターネット上の人権侵害とは

インターネット上で、どのような人権侵害が起きているのでしょうか。あなた自身や、身近な人が体験したことが、実は「人権侵害だった」ということがあるかもしれません。

インターネット上の人権侵害はどのくらい起きているの？

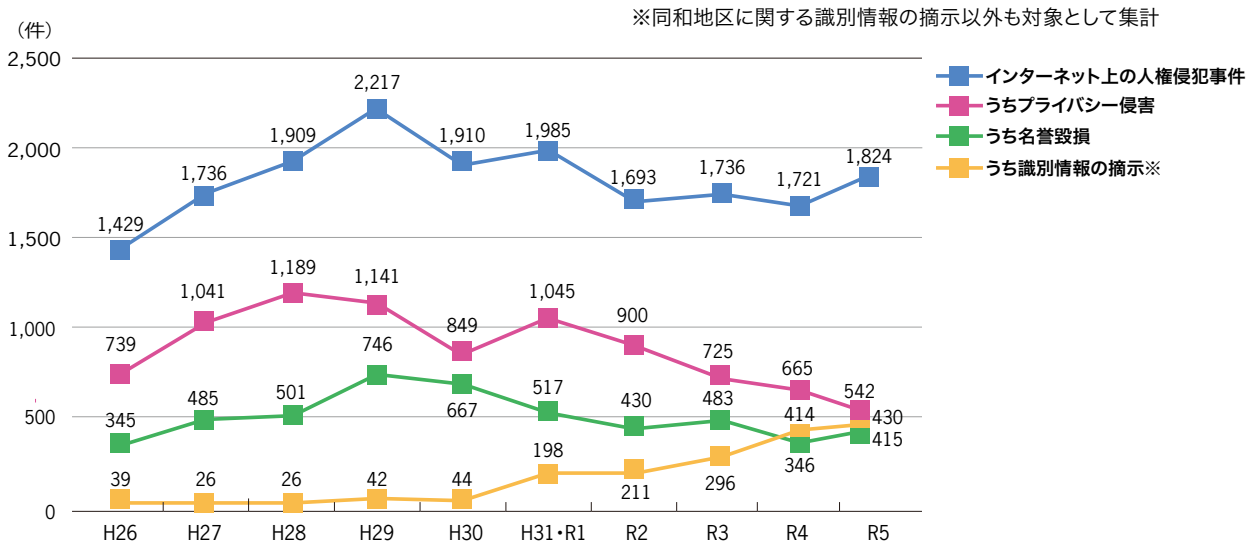
インターネット上の人権侵犯事件

インターネット上で発生する人権侵害の全容を把握することは難しいのですが、全国の法務局・地方法務局に寄せられる「人権侵犯事件」を見ると、2023（令和5）年は、「インターネット上の人権侵犯事件」に関する相談が1,824件ありました。こ

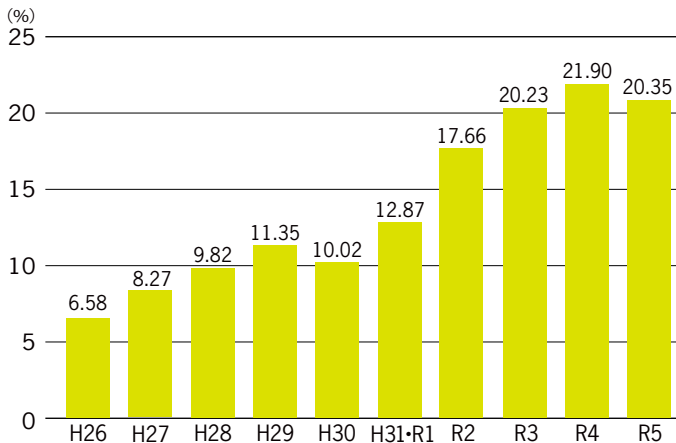
のうち、「プライバシーの侵害」が542件、「識別情報の摘示（6ページ下で説明）」が430件、「名誉毀損」が415件となっています。

2018（平成30）年以降、「識別情報の摘示」の相談件数は年々増加しています。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規開始）



人権侵犯件数全体のうち、インターネット関連件数の割合



出典：2024（令和6）年3月22日 法務省人権擁護局「令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）
～法務省の人権擁護機関の取組～

インターネット上の人権侵害に関連する法令

インターネット上で侮辱的な書き込みや誹謗中傷を受けた人が、命を絶つという事件も発生しています。事件が社会問題化したことで、侮辱的な書き込みへの厳罰化を求める声が高まり、刑法改正にもつながりました。インターネット上の人権侵害を防止するため、様々な法令による取組が進められています。

刑法

名誉毀損罪 (刑法 230 条)	人の社会的評価を下げるような事実を公然と書き込むことです。 3年以下の懲役・禁錮又は 50 万円以下の罰金
侮辱罪 (刑法 231 条)	事実を示すことなく、不特定または多数の人が認識できる状態で、他人に対する侮辱を行うことは、2022 (令和 4) 年に厳罰化されています。 1年以下の懲役・禁錮又は 30 万円以下の罰金に引き上げられました。
面会要求等罪 (刑法 182 条)	16 歳未満の子どもに対して、性的な自撮り写真・動画を要求することです。 1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

民法

不法行為 (名誉毀損、侮辱) (民法 709 条)	名誉毀損や侮辱により他人の権利や利益を侵害し、民法の不法行為に該当する場合は、損害賠償を求められる可能性があります。
---------------------------	--

特別法

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)	インターネット上で人権を侵害するような書き込みの削除や、発信者の情報の開示請求について定めています。2022 (令和 4) 年の改正で、開示の裁判手続きが簡易になり、2024 (令和 6) 年の改正 (※) では、大規模プラットフォーム事業者に対し削除申出への対応の迅速化等の措置が義務付けられました。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)	児童買春や児童ポルノの製造・所持を規制し、被害児童を保護する措置を定めています。 児童ポルノの所持は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 製造は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ防止法)	性的な画像や動画を、撮影された人が特定できる形でインターネット上に掲載された場合の被害に対する措置を定めています。 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)	出会い系サイト事業者に対し、児童は利用してならない旨の伝達、利用者が児童ではないことの確認を義務付けています。
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 (性的姿態撮影等処罰法)	性的な部位や下着、性行為などを、本人の意に反して撮影する「性的姿態等撮影罪」と、これにより記録された画像を提供する「性的影像記録提供等罪」などがあります。 3～5 年以下の拘禁刑又は 300～500 万円以下の罰金
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)	子ども・青少年を対象に、インターネットを正しく使う能力の取得、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの利用など悪影響を及ぼす情報に触れる機会をできるだけ減らす対策を掲げています。
京都府青少年の健全な育成に関する条例	青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しています。 30 万円以下の罰金

※公布日から1年以内に施行 (名称変更→特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法))

差別につながる情報を投稿していませんか？

同和地区に関する識別情報の摘示

同和地区など、共通する属性を特定した動画等を当該地域住民の許可なく勝手に投稿することによって（識別情報の摘示※）、閲覧数を増やそうとし、その結果、差別の助長や誘発が起きている。

閲覧数を上げたいと思い、ある地区が同和地区だという噂を聞いて、その地域の状況を撮影し動画を投稿した。

同和地区に関する興味深い書き込みを見つけたので、自分も評価を得たいと考えそこに行き、周りの建物や風景を撮影して、レポート風に感想を加えた写真付きのブログを投稿した。



信頼できない情報源からの誤った情報をうのみにしていただいた同和地区への否定的な思いから、その地域をネガティブな表現で解説した動画を投稿した…

センシティブな（暴かれると不利益を与えかねないような）個人情報暴露ことは、差別につながり識別情報の摘示に該当する可能性があります！！
また、これらは不法行為として損害賠償を求められる可能性があります！！

※「識別情報の摘示」とは

- ・人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して
- ・当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、
- ・当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させる場合（2004（平成16）年10月22日法務省権調第604号より抜粋）のことです。

「同和地区に関する識別情報の摘示」の考え方

- ・一般的に、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向」に関する識別情報を摘示するだけでは、直ちに人権侵害のおそれがあるとまでは言い難い。
- ・同和地区に関する識別情報の摘示については、別段の考慮を要する。すなわち、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として、政策的、人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。
- ・このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を確定するための地域概念とされてきた。
- ・部落差別により、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っているという現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法律的利益等を侵害するものと評価できる。

識別情報の摘示以外の プライバシーを侵害するおそれのある行為の例

知り合いが「流行っている感染症にかかった」と話を聞いた。感染症が広がったら怖いと思い、SNSに知り合いの情報を書き込んだ…



学生時代の友だちがあるコンテストで受賞した。そのことを自慢したくて、友だちの学生時代の写真をSNSにアップした…



自宅で友だちと撮影した写真を、仲良しをアピールするために勝手にSNSにアップした…



これらは個人の秘密や肖像を無断で公表する不法行為として
損害賠償を求められる可能性があります！！

また、背景の建物や景色で自分や友だちの自宅や名前、学校が特定され
嫌がらせや事件に巻き込まれる可能性があります！！

傷つけようとは思っていない？

誰かを傷つけようとして書き込んだものではないからといって、安心してはいけません。名前や顔写真、犯罪歴など、人にはそれぞれ知られたくない情報があります。ましてや誰でも見られるインターネット上に、そのような情報を勝手に掲載されたらどうでしょうか。

近年、デジタルタトゥーが問題になっています。

一度、インターネット上に情報や画像が掲載されてしまうと、その情報が転載されたりし、完全に消去することができなくなってしまうことを指します。情報をさらされた人は、長期間にわたり精神的苦痛を受けることになるのです。

そういった可能性のある写真をアップしたり、個人情報を書き込まないようにしましょう。

インターネット上のヘイトスピーチと拡散

近年、日本では、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が問題になっています。このような言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするだけでなく、人々に不安感や嫌悪感を与えることにもつながります。

これまでのデモ・街頭宣伝が行われている模様がインターネット上に投稿されることに加え、現在は、インターネット上で特定の国の出身であることを理由に誹謗中傷する投稿が行われたり、これを拡散する（「いいね」を押すなど）行為が多くなっています。

日本代表が負けた悔しさから、対戦相手国に対しSNSに「〇〇人は国へ帰れ!」と書いてしまった…

〇〇人は「日本を乗っ取ろうとしている」というコメントを信じ、注意喚起のつもりで排除を扇動する呼びかけに、自分のコメントを付して投稿した…



外国人の見た目や仕草を茶化したコメントや画像がSNSで話題になっていたため、さらに盛り上げようというノリで拡散（「いいね」を押すなど）した…

ヘイトスピーチ解消法の「不当な差別的言動」に該当したり
損害賠償を求められる可能性があります!!

ヘイトスピーチ解消法って何?

2016（平成28）年に施行された「**ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）**」は、特定の民族や国籍の人々などを、地域社会から排除しようとする差別的な言動を「許されない」としてしています。

罰則規定はないものの、国民に対して、**ヘイトスピーチの解消に関する理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めています。**

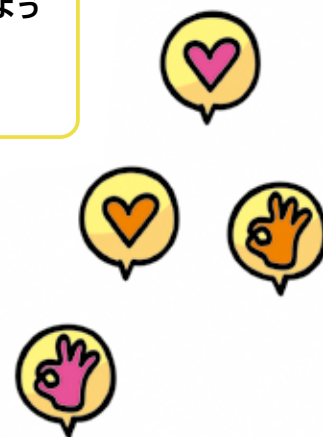
ヘイトスピーチと同様に 他人を誹謗中傷することにつながる行為の例

テレビ番組を見ていたら、ある出演者の言動に反感を持った。SNSで関連する情報を見ていると、同じように反感を持つ人の、「早く消えればいいのに」という書き込みを見て、思わず拡散（いいね）してしまった…

応援している野球チームが負けたので、ヒートアップした言動に流されてしまいSNSに「○○は極悪人だ!」と書き込んだ…



ある有名人の家族が、○○事件の犯人だという噂を信じてしまい、みんなに伝えようとSNSにそのことを書き込んだ…



特に意識して投稿したものでなくても、結果的に嫌がらせをして評判を落とす（社会的評価を下げる）または人格否定をする投稿はその人を傷つけてしまうだけでなく場合によっては誹謗中傷として刑法の名誉毀損罪、侮辱罪に該当し刑事罰を受けたり民法の不法行為に該当し、損害賠償を求められる可能性があります!!

ネット上の情報は簡単に信用しないで。 - 「フェイクニュース」に注意 -

フェイクニュースとは、不確かな情報や嘘で作られた偽ニュースのことで、災害や感染症の拡大など人々が不安になった時に、広まる傾向があります。実際、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、多くのフェイクニュースが作られ、拡散されました。

それにより「放射能がうつる」「医療従事者に近づくとコロナになる」といった人権を軽視するような対応をした事例が数多く見受けられました。

根拠のはっきりしないインターネット上の情報を、安易に信用せず、それが事実かどうかを確認することが重要です。

その他インターネット上の犯罪やトラブル あなたも当事者になるかもしれません

ネットいじめ

ネットいじめは、グループから外したり傷つけるメッセージを送るなど、年々多様化・深刻化しています。短期間に被害が拡大しやすい一方で、周囲の大人には発覚しにくいという特徴があります。

ネットいじめにあっていると感じたときは、一人で悩まず、信頼できる大人や専用の相談窓口にご相談しましょう。



性犯罪

「SNSで知り合い、日頃から親身になって悩みを聞いてくれていた人と実際に会ったら、無理矢理わいせつな行為をされた」といった事案が後を絶ちません。

インターネット上で知り合った人とは、犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性があることに注意しましょう。



児童ポルノ

近年、SNSを介して児童ポルノの提供が行われたりしています。また、自分で撮った写真などを送ったことによる被害も増加しています。児童の性的な画像や動画を所持することや作ること、提供することなどは「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」で禁止されています。

「児童の裸の写真を送らない」「児童ポルノは所持しない」「自分で撮ったものでも送らない、公開しない」を徹底しましょう。



リベンジポルノ

嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネット上で公開するリベンジポルノは「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」で禁止されています。

どんなに仲がよくても、後で危険につながる可能性があるため性的な画像や動画は撮らせないようにしましょう。



インターネット上の人権侵害をなくすために 事業者団体も取り組んでいます

SNSを運営する民間団体なども、誹謗中傷になる書き込みや投稿を禁止するなど、業界をあげて取組が進められています。

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

プロバイダなどのインターネット関連事業者などで構成する団体で、2002(平成14)年に設立。インターネット上の人権侵害に適切・迅速に対処できるよう、ガイドラインの策定・改訂を行っています。2002(平成14)年には、「**プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン**」を策定。プロバイダが、インターネット上で名誉毀損やプライバシーの侵害を受けた人から、該当する書き込みなどを削除するよう求められた場合に取りべき行動基準がまとめられています。誰もが安心・安全にインターネットを利用するために欠かせないものです。

違法情報等対応連絡会

インターネット業界4団体(テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟)で構成する団体。2006(平成18)年には「**インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン**」を策定。児童ポルノや出会い系サイト、危険ドラッグの広告などの違法性のある情報に対して、プロバイダが削除などを行う際の判断基準をまとめています。また、同年に「**違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項**」も策定しています。これは、インターネット掲示板の管理者やプロバイダが、違法・有害情報の対応に関する約款・利用規約などを整備するに当たり、参考とするものです。サービス内における禁止事項の例を挙げているほか、情報の削除等の対応に関する規定の例について記載しています。

No Heart No SNS キャンペーン

総務省、法務省、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーフアーインターネット協会との共同で、「#No Heart No SNS」(ハートがなけりゃSNSじゃない!)をスローガンに、SNS等における誹謗中傷対策に取り組んでいます。

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

マルチメディア振興センター：ネット社会の健全な発展部会

インターネット上で他人を傷つけるような情報発信が行われないう、利用者のマナーやモラル向上のために啓発活動を行っています。毎年、春と秋には「一斉行動キャンペーン」を実施。2023(令和5)年の春は「写真には個人情報盛りだくさん」、秋は「間違いだ 誰かを叩く正義感」をテーマに、ポスター等を作成、掲示しています。

これらガイドラインや約款モデルは、時代に合わせて見直すなど、
継続的に改訂されています!!

インターネット上の特殊な環境：フィルターバブル

いつの間にか多様な情報から隔離されている可能性が…

インターネットを利用していると、検索サイトが提供するプログラムが、ネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析・学習します。そして、利用者にとって興味・関心のある情報が優先的に表示されるようになります。一見、効率よく自分好みの情報を得ることができるといふメリットがあるようですが、そこには大きな落とし穴があります。

そのような状況下では、利用者は知らず知らずのうちに、プログラムが利用者にとって不要だと判断した様々な情報から隔離されてしまいます。自分の考えや価値観に合った情報しか得られなくなるのです。

これを「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境を指して「フィルターバブル」と呼びます。フィルターバブルの内側にいると、自分とは異なる意見の存在に気づきにくくなってしまいます。自分が気に入る同じような情報に囲まれているうちに、自分の考えが社会の「当たり前」だと信じてしまうと、異なる意見に接したときに、それを受け入れにくくなってしまいます。

そうならないために、インターネット上の情報を安易に信じるのではなく、まずは一次情報（根拠になる情報）にアクセスするようにしましょう。自分から積極的に新聞やテレビ・ラジオなどから多様な情報を集めることが重要です。



インターネット上の特殊な環境：エコーチェンバー 同じような考えを持つ人としか交流をしないと…

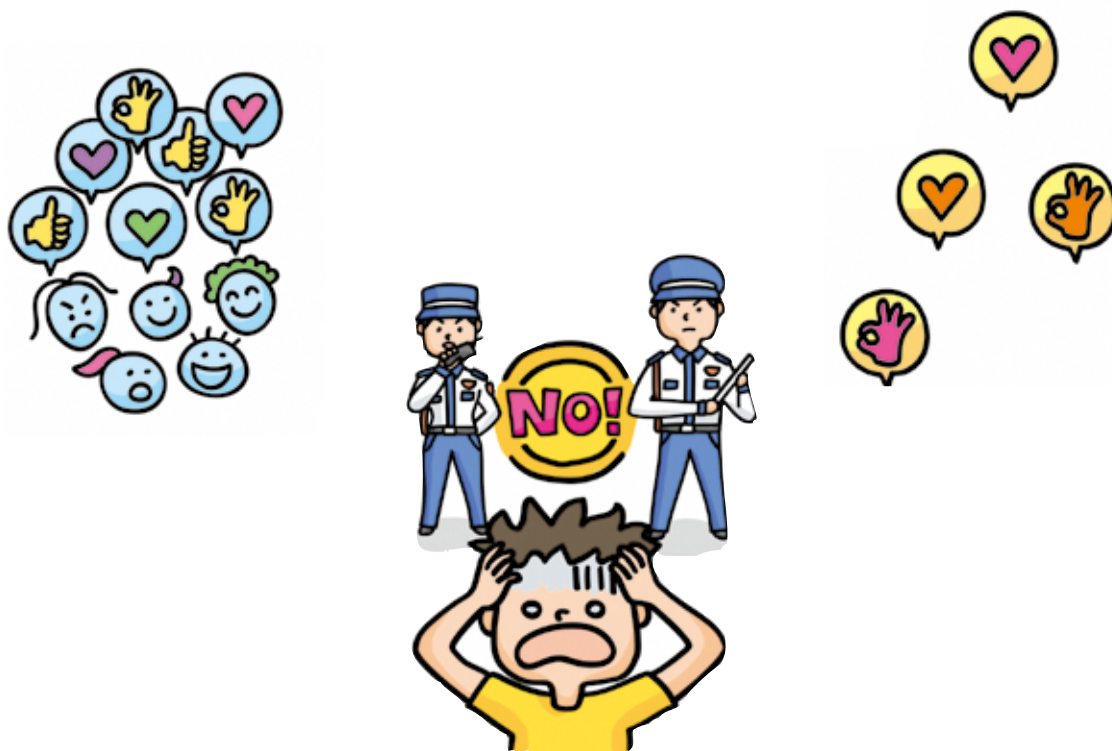
SNS上では同じような考えや意見を持つ人とつながることがあります。こうしたコミュニティの中では、自分の意見を発信したときには、皆それに同調し、同じような意見を返してくれます。



すると、たとえその意見に人権上問題があったとしても、多数の人が支持をしてくれることから、自分の意見が「正しい意見」と思い込んでしまうようになります。

この状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえ「エコーチェンバー」と呼びます。エコーチェンバーは、差別的な書き込みをしているという認識や、問題のある書き込みを拡散しているという認識を鈍らせ、トラブルにつながる可能性が高くなります。

こうした状況を改善するためには、自分と異なる意見を持つ人たちの書き込みに、触れてみるのも良いかもしれません。社会には、自分とは違う様々な意見を持つ人たちがいるということに気づくことが大切です。



被害に遭ったときは

京都府警察 サイバー企画課

●ネットトラブルやサイバー犯罪で困ったとき

https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seiki_h/cyber/cyber06.html

※被害届等につきましては、お住まいを管轄する警察署へ相談してください。

※緊急の場合は 110 番通報をお願いします。

<相談例> SNS 上で誹謗中傷された、アカウントが乗っ取られた コンピューターウイルスに感染した など

●サイバー犯罪に関する相談・情報提供の窓口

https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/seiki_h/cyber/johoteikyo.html

●警察庁によるサイバー事業に関する通報等の統一窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

プロバイダ等に削除依頼する手順 (例)

誹謗・中傷等にあたる悪口を書き込まれた場合や画像等を掲載された場合、プロバイダ等に削除の依頼をすることができます。

プロバイダ等に削除依頼をする場合、該当する書き込みや画像などを証拠として残しておきましょう。

各サイトの削除依頼方法に従い、「お問い合わせ」や「利用規約」のページから必要事項に記入又は、チェック項目を入力し削除依頼を行います。

<必要な情報例>本人確認のための資料 (本人のアカウントが必要なサイトもある)、メールアドレス、URL、投稿番号、削除理由ほか

SNS 事業者に削除依頼する場合 (2024 <令和6>年3月現在)

【YouTube】

動画やコメントで個人情報をさらされたり、誹謗中傷を受けた場合、コンテンツの削除依頼をすることができます。

●個人情報の保護

https://support.google.com/youtube/answer/2801895?hl=ja&ref_topic=9386940



●不適切なコンテンツの報告

https://support.google.com/youtube/answer/2802027?hl=ja&ref_topic=9387085



【x (旧 Twitter)】

個人情報をさらされたり、不愉快で攻撃的な書き込みをされた場合の対処法・削除依頼の方法を案内しています。

●個人情報および私的なメディアに関するポリシー

<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/personal-information>



●オンライン上の嫌がらせについて

<https://help.twitter.com/ja/safety-and-security/cyber-bullying-and-online-abuse>



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわけせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい



身の危険を感じている／脅迫されている／犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 **法テラス**

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html





ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言
違法・有害情報相談センター (総務省)

www.ihaho.jp
 相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。




削除要請・助言
人権相談 (法務省)

 相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(※)を行います。
 ※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

☎0570-003-110 www.jinken.go.jp




プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying/
 インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請
セーフライン

www.safe-line.jp
 インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター (警察庁)

www.internethotline.jp
 インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「**情報セキュリティ安心相談窓口**」があります。
 ※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

共生社会の実現に向けて

人間は進化の過程の中で、「コミュニケーション手段」を発達させてきました。まず、対面でのコミュニケーション手段として、相手に気持ちや情報を伝える「仕草」や「言葉」を獲得。その後、文字、電話、ラジオ、テレビと、「時間」や「場所」「対面の有無」といった様々な制限を超えたコミュニケーション手段を得てきました。しかし、これにより生活が便利になる一方で、相手との「距離」が遠のいてしまう弊害も出てきました。その最たるものが「インターネット」です。

この冊子で、インターネットの世界では、その匿名性や情報発信の容易さなどの特殊性から、普段はコントロールされている差別意識に、歯止めがかからなかったり、助長させる仕組みがあることを紹介しました。実際に、差別につながる事案は後を絶ちません。

いまや対面で言葉を交わす時間よりも、インターネットを使ったコミュニケーションに時間を割く人の方が多い時代です。インターネットを使ったコミュニケーションの方が「楽」と思う人も少なくないでしょう。ですが大切なのは、コミュニケーションの便利さや楽しさよりも、「いかに相手を尊重し、互いの権利を守るコミュニケーションができるのか」です。

人間は、なぜコミュニケーションの手段を発達させてきたのでしょうか。決して誹謗中傷をするために発達させてきたものではありません。誰もが安心してインターネットを使い、安全なコミュニケーションができるように、全ての人の人権が尊重される差別のない共生社会の実現を目指していきましょう。



京都市人権啓発キャラクター
「じんくん」

[発行]

京都市人権啓発推進会議（事務局：京都府文化・生活部人権啓発推進室）

[監修]

関西大学教授 内田龍史

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 顧問 桑子博行
京都大学大学院教授 曾我部真裕

[お問い合わせ]

京都府 文化・生活部人権啓発推進室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

TEL:075-414-4271 FAX:075-414-4268

E-MAIL: jinken@pref.kyoto.lg.jp



京都市人権啓発推進会議

世界人権宣言 35 周年を記念し、1984(昭和 59) 年に京都府をはじめ府内の 12 団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の養護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都市市長会 京都府町村会
京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会